

地方公務員等共済組合法施行令の一部を改正する政令要綱

第一 退職等年金給付に係る標準報酬の等級の最高等級（第三〇級）の上に更に一等級（第三一級）を加えること。（本則関係）

第二 退職等年金給付に係る標準期末手当等の額の最高限度額を百五十万円と定めること。（本則関係）

第三 この政令は、令和二年九月一日から施行すること。（附則関係）